

②介護サービス情報公表制度

情報公表制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

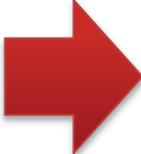
【利用者】 より適切な事業者を選択することが必要

- 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】 取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

- 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、努力が報われない)

介護サービス情報の公表制度

- 
- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

情報公表制度の概要

(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。
利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に
選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。
平成27年度時点で、全国約19万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



情報公表制度の仕組み

(情報の内容の確認)

事業所の情報は、都道府県がインターネットで公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①都道府県が毎年定める計画に従って、年1回、介護報酬収入年額100万円を超える事業所は、直近の事業所情報を都道府県に報告。
- ②都道府県は、公表されている情報の正確さを確保するため、指針に基づき、情報の内容について、事実の有無を客観的に調査し、確認。
- ③都道府県は、国で一元管理している情報公表サーバーを使って情報を掲載。



公表及び調査にかかる費用について地方自治法に基づき、都道府県は事業所から手数料を徴収することが可能

情報公表される内容

① 基本情報

事業所の名称、所在地等
提供サービスの内容
法人情報

従業者に関するもの
利用料等

② 運営情報

利用者の権利擁護の取組
相談・苦情等への対応
事業運営・管理の体制
その他（従業者の研修の状況等）

サービスの質の確保への取組
外部機関等との連携
安全・衛生管理等の体制

その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるように「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

情報公表される内容(通所介護の例)

○基本情報

事業所又は施設(以下この表において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局(以下この号において「法人等」という。) ¹⁾ に関する事項	
1	法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号(番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。)及び電話番号その他の連絡先
2	法人等の代表者の氏名及び職名
3	法人等の設立年月日
4	法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
5	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	
1	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
2	介護保険事業所番号
3	事業所等の管理者の氏名及び職名
4	当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)
5	事業所等までの主な利用交通手段
6	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

事業所等において介護サービスに従事する従業者(以下この号において「従業者」という。) ²⁾ に関する事項	
1	職種別の従業者の数
2	従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
3	従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
4	従業者の健康診断の実施状況
5	従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況
6	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

介護サービスの内容に関する事項	
1	事業所等の運営に関する方針
2	当該報告に係る介護サービスの内容等
3	当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
4	利用者等(利用者又はその家族をいう。以下同じ。)、入所者等(入所者又はその家族をいう。以下同じ。) ³⁾ 又は入院患者等(入院患者又はその家族をいう。以下同じ。) ⁴⁾ からの苦情に対応する窓口等の状況
5	当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
6	事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
7	利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
8	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項	
その他都道府県知事が必要と認める事項	

その他都道府県知事が必要と認める事項

○運営情報

・介護サービスの内容に関する事項

介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	
1	介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
2	利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
3	利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
4	利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	
1	認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
2	利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
3	身体的拘束等(指定居宅サービス等基準第二百二十八条第四項に規定する身体的拘束等をいう。以下同じ。) ⁵⁾ の排除のための取組の状況
4	計画的な機能訓練の実施の状況
5	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
6	入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
7	健康管理のための取組の状況
8	安全な送迎のための取組の状況
9	レクリエーションの実施に関する取組の状況
10	施設、設備等の安全性・利便性等への配慮の状況

相談、苦情等の対応のために講じている措置	
1	相談、苦情等の対応のための取組の状況

介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	
1	介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
2	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況

介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	
1	介護支援専門員等との連携の状況
2	主治の医師等との連携の状況
3	地域包括支援センターとの連携の状況
4	地域との連携、交流等の取組の状況

・介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項	
適切な事業運営の確保のために講じている措置	
1	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
2	計画的な事業運営のための取組の状況
3	事業運営の透明性の確保のための取組の状況
4	介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	
1	事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況
2	介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

安全管理及び衛生管理のために講じている措置	
1	安全管理及び衛生管理のための取組の状況

情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	
1	個人情報の保護の確保のための取組の状況
2	介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	
1	従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
2	利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等も踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
3	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
4	介護予防のための取組の状況

・都道府県知事が必要と認めた事項

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

※都道府県は、これを参酌して、調査指針を定める

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

- 新規申請時又は新規指定時
(調査項目の例)
新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査
- 新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)
(一定期間の例)
新規申請から3年間は毎年実施
(調査項目の例)
運営情報の項目を中心に調査
- 事業者自ら調査を希望する場合
(調査項目の例)
事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査
※ 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

- 更新申請時
(調査項目の例)
更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査
- 調査による修正項目の割合に応じ実施
(調査実施の例)
 - ・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施
 - ・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施
- 一定年数毎に実施
(調査間隔の例)
2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項

- 第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合
(配慮の例)
 - ・福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所については、調査を行わないこととする。
 - ・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。
- 1事業所において複数サービスを実施している場合
(配慮の例)
主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

- 報告内容に虚偽が疑われる場合
(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に調査
(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)
- 公表内容について、利用者等から通報があった場合
(調査方法等の例) 通報があった項目を中心に調査
(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)
- 実地指導と同時実施
(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査
- 状況に応じて、調査する項目を選定して実施
- その他必要に応じて実施する場合
(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査
(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

これまでの取組

- 情報公表制度については、
 - ・ 平成24年度に、大量の情報の中から事業所を選択する目安となるポイントや、比較・検討を行う際の事業所間の相違点の読み解き方等について整理したガイドブックを作成し、普及
 - ・ これまでも以下のとおり、平成24年度に、各都道府県で設置していた情報公表サーバーを国で一元的に管理。同時に、モデル事業を踏まえ、利用者の視点に立ったシステムの改善など抜本的な見直しを実施し、その後も適宜リニューアルを実施等しており、高齢者でもシステムが利用できるよう取り組んで来た。

	平成22年度	平成24年 10月	平成25年 7月	平成26年 10月	平成27年 3月	平成27年 7月	平成27年 10月
改修事項	モデル事業の実施	情報公表サーバーの国での一元管理 システムの改善	情報の追加	比較機能、検索機能の充実	スマートフォンアプリの開発	情報の追加	情報の追加
具体的な内容	「見やすさ」「使いやすさ」「分かりやすさ」の観点から、システムに以下の改良を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報がコンパクトにまとまった「概要版」の追加 ・ 専門用語の解説を充実 ・ 検索機能の強化（営業日、営業時間等から検索可能に） 	以下の抜本的な見直しを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県で設置していた情報公表サーバーを国で一元的に管理 ・ 同時に、モデル事業を踏まえ、利用者の視点に立ったシステムの改善 	情報の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 	比較機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較出来る件数を3件から30件まで拡充等 検索機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「住まい」からの検索を新設等 全体を通じて公表画面の見やすさ等を改善	スマートフォンアプリの開発 （GPS（位置情報）の活用による簡易検索、事業所までの道順検索等が可能に）	従業者に関する情報の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の教育訓練、研修等、従業者の資質向上に向けた取組状況（キャリア段位制度の実施状況を含む） ・ 事業所の雇用管理に関する情報（任意公表） 通所介護の情報に宿泊サービスの届出情報を追加	情報の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 生活支援等サービス 市町村がシステムを活用できるように改修

【参考】介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会（報告書概要）H26.3

介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

方向性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の裁量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

方向性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

- 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

方向性

- 時代のニーズに応じたシステムの構築
 - ・情報の見せ方・可視化の工夫（情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等）

○ 検討会の構成

委員氏名	所属	委員氏名	所属
稲葉 雅之	一般社団法人日本在宅介護協会 専務理事	瀬戸 恒彦	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 専務理事
小川 博司	広島県 健康福祉局介護保険課長	高杉 敬久	公益社団法人日本医師会 常任理事
小泉 立志	公益社団法人老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 特別養護老人ホーム部会 部会長	筒井 孝子	国立保健医療科学院 統括研究官
木間 昭子	高齢社会をよくする女性の会 理事	馬袋 秀男	一般社団法人全国介護事業者協議会 理事長
小山 秀夫 ◎	兵庫県立大学大学院 教授	平川 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長
齊藤 秀樹	公益社団法人全国老人クラブ連合会 理事・事務局長	水越 洋二	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 横浜市不老町地域ケアプラザ 所長
榊 美智子	東京都 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長	山村 和宏	ひょうご介護サービス情報活用制度専門調査機関 (株)創造と協働のまちづくり研究所 代表
助川 未枝保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事	(※ ◎は委員長、敬称略、50音順、所属・肩書きは当時のもの) (合計15名)	

今後の情報公表制度の見直しの方向性

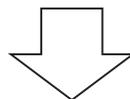
○介護保険の理念である高齢者の「自己選択」を支援するためには、公表されている情報の正確さを確保しつつ、情報公表を進めることが重要。

○これまでも、情報公表制度については、関係者の意見を聴きながら、高齢者でもシステムが利用できるよう取り組んで来た一方で、その使い勝手等に関する課題が指摘されている。

○このため、利用者にとって利便性を高める観点から、現在の制度をベースに改善することが必要。

 情報公表システムのリニューアルに向けて、利活用の調査・研究を実施することを検討。

- ① 調査・研究 ⇒
 - i 事業者を選択しているのは誰か(利用者、家族、ケアマネジャー等)
 - ii 選択している者が、事業者の選択基準としている公表情報は何か等



- ② システムのリニューアル ⇒ 調査・研究を踏まえ、選択している者それぞれの視点に立って情報の見せ方を改善